

## 京都コンサートホール 利用助成制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、京都コンサートホールの大ホール、又は小ホールを利用して演奏会を開催する者に対する助成に関し、必要な事項を定めることにより、京都の音楽芸術を担う人材の育成を通して、京都の音楽芸術の振興、発展に寄与することを目的とする。

### (助成の対象)

第2条 助成は、京都コンサートホールのホールを利用して演奏会を開催する者で、次の各号に規定するすべての条件を満たしたうえで、理事長が必要と認めるものに対し、該当する年度の予算の範囲内で助成を行うこととする。

- (1) 京都コンサートホールのホールを平日（土曜日、日曜日及び休日でない日をいう。）に利用するものであること。
- (2) 演奏会を開催しようとする月の15箇月前から3箇月前までの間に、京都コンサートホールのホール利用許可申請（特定の日利用許可申請を行うことを申し出ることを含む。）を行う者であること。
- (3) 不特定、又は多数の者に無料、又は低廉（2,000円以下）な対価により開催する演奏会であること。
- (4) 助成対象となる演奏会とは、リハーサル利用含む連続した区分で行う演奏会であること。
- (5) 次に掲げる要件のうち、いずれかに該当する演奏会であること。
  - ア 京都市内に住所地のある大学、専門学校、高等学校、中学校が公認するクラブ、同好会等が開催する演奏会であること。
  - イ 京都市にゆかりのある新進演奏家（概ね29歳以下）が、初めて開催するリサイタルを小ホールにおいて開催するものであること。
- (6) 助成内定者は、助成対象演奏会の実施に係るチラシ、ポスター等の広報媒体、公演パンフレットやチケット等の印刷物に必ず下記の表示を行わなければならない。  
「助成：京都コンサートホール（公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団）」
- (7) 演奏会の収支予算額において、原則として、収入が支出を超過しないものであること。
- (8) この要綱に基づく助成のほか他に他の助成を受けない演奏会であること。

### (助成の額)

第3条 助成の額は、演奏会の開催に係る京都コンサートホールのホール利用料金（ただし、付属設備利用料金等を除く。）の2分の1を上限とする額とする。

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする者は、京都コンサートホール利用助成申請書（別紙様式1）及び別に定める必要書類を、京都コンサートホール利用許可申請を行うとき、又は利用許可申請を行った後、速やかに理事長に提出するものとする。なお、15箇月前の1日（休館日の場合は翌日）に同一日時の利用申込みが複数あった場合は翌日に抽選を行うものとする。

(助成の内定)

第5条 前条で規定する申請があったときは、施設利用審査会議に諮り、助成することが適当と認められるときは、助成予定額及び助成の条件を決定し、助成内定通知を文書により申請者に通知する（別紙様式2）。

(申請内容等の変更)

第6条 前条で規定する助成内定通知を受けた者（以下「助成内定者」という。）は、京都コンサートホール利用助成申請書、又は必要書類に記載した内容等を変更しようとするときは公演内容変更届を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

（別紙様式3）

(申請内容等の変更の決定)

第7条 前条で規定する公演内容変更届の提出があったときは、記載された事項等が適正なものであるかについて審査を行い、助成内定者に対し、変更の決定を文書により通知する（別紙様式4）。

(事業終了の届出)

第8条 助成内定者は、助成対象演奏会が終了したときは、公演日から起算して30日を経過した日までに理事長に助成公演実績報告書（別紙様式5）及び助成対象演奏会のチラシ、公演パンフレット等を提出しなければならない。

(助成の決定)

第9条 前条で規定する助成公演実績報告があったときは、記載された事項等が適正なものであるかについて審査を行い、助成内定者に対し、助成の決定（以下「助成決定者」とする。）を文書により通知する（別紙様式6）。

(報告等)

第10条 理事長は、助成決定者に対して、その演奏会の実施に関し、報告を求め、又は検査し、もしくは指示を与えることができる。

(内定及び決定の取消等)

第11条 理事長は、助成決定者が次の各号の一に該当するときは助成決定を取消し、もしくは助成の額を変更することができるものとする。

- (1) 不正な手段により助成を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 助成対象演奏会の内容を変更し、変更された内容が本助成制度の目的に沿わないと認められるとき。
- (3) 助成対象演奏会の利用区分を変更したとき、又は入場料の額を変更したとき。  
この場合において、変更後のホール利用料金に基づく助成予定額が第5条で規定する額を超える場合は第5条で規定する額とし、下回る場合は、変更後のホール利用料金に基づく額を助成予定額とする。
- (4) 助成対象演奏会を中止したとき。
- (5) ホール利用料金（前半金）の納入が著しく遅れたり、又は納入がない場合。
- (6) その他、この要綱に規定する内容に違反したと認められるとき。

(助成金の支出)

第12条 第9条において、助成の額が決定した場合には、助成決定者に助成金請求書（別紙様式7）の提出を求め、助成金請求書に基づき、助成対象演奏会のホール利用料金の2分の1に相当する額をホール利用料金の後半金に充当することとする。

(ホール利用料金の請求)

第13条 第8条で規定する助成公演実績報告書の決算額において、収入が支出を超えたときは、助成予定額のうち、収入超過分を除いた額を助成することとし、収入超過分は助成決定者に請求し、後半金の一部に充当することとする。

(その他)

第14条 この要綱において、別に定めるとする事項及びその他、この要綱の施行に関し、必要な事項は、理事長が定める。

## 附則1

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成20年6月1日から施行し、平成20年9月1日から平成23年3月31日までの間に京都コンサートホールにおいて開催される演奏会に適用する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前に平成20年9月1日以降の京都コンサートホールのホールの利用許可の申請がある演奏会については、この規程を適用する。

#### 附則 2

- 1 この規程は、平成23年4月1日から平成27年3月31日までの間に京都コンサートホールにおいて開催される演奏会に適用する。

#### 附則 3

- 1 この規程は、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に京都コンサートホールにおいて開催される演奏会に適用する。

#### 附則 4

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、京都コンサートホールの指定管理期間中の平成31年4月1日から平成35年3月31日までに開催される演奏会に適用する。  
ただし、本制度を実施するため、平成31年4月1日以降に開催される演奏会で平成31年3月1日以降に助成申請のあったものから本要綱を適用する。

#### 附則 5

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。  
ただし、本制度を実施するため、令和5年4月1日以降に開催される演奏会で令和5年3月1日以降に助成申請のあったものから本要綱を適用する。